

宛先：FAX：017-775-3567

青森商工会議所 担当：_____ 行

※FAXがない場合の郵送先(〒030-8515 青森市新町1丁目2-18 青森商工会議所 担当：_____ 行)

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 事前確認《チェックシート・依頼書》

以下の確認事項につきまして、確認・了解したものに□にレ点を入れ、必要事項をご記入後、FAXしてください。受信後に内容確認し、当会議所から代表者様にご連絡いたします。

事業形態	□法人（法人番号 _____）		
	□個人事業者等（事業所得） □個人事業者等（主たる収入が雑収入・給与所得）		
事業所名			申請者名（代表者名）
電話番号	FAX番号	代表者生年月日（西暦）	年 月 日
E-mail	代表者携帯電話		

※収集した個人情報本一時支援金の申請手続き及び当所の会員管理や情報提供以外には使用しません

- 当事業者は青森商工会議所の会員である
 事前に支援金ポータルサイトで申請IDを取得済みである

申請ID	I D取得時に登録した電話番号
------	-----------------

- 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少しており、前年又は前々の同月比で売上が50%以上減少している。売上の減少については、売上台帳等、確定申告の基礎となる書類により確認することができる。また、以下のような理由で減収しているということではない
 (例)・事業活動に季節性があるケースなど、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合
 ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により、対象月の売上が減収している場合
 ・法人成り又は事業承継の直後など（緊急事態宣言とは関係なく）単に営業日数が少ないことにより、対象月の売上が50%以上減少している場合…等々
- 「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」「政治団体」「宗教法人」ではない
 反社会的勢力との関係はない
 今後、事業を継続する意思がある（廃業又は破産等を予定していない）
 一時支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には7年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識している
 一時支援金の不正受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、受給額に2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識している
 経済産業省「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の詳細について」をホームページまたは書面で読んで内容を認識している
 一時支援金の審査は一時支援金事務局の判断によること、青森商工会議所による確認事務は一時支援金を確約するものではないことを認識している
 上記につき代表者が確認したことから、一時支援金申請のための確認事務を依頼します

記入日 2021年 _____ 月 _____ 日

代表者名（自署）_____

青森商工会議所欄

担当者名	会員NO.
------	-------